

参照:国土交通省東北地方整備局 HP

[くしの歯作戦 - 復興道路・復興支援道路 いよいよ全線開通へ 全長 570km の道路網 \(mlit.go.jp\)](https://mlit.go.jp)



第1ステップ

内陸を縦走る
東北自動車道・国道4号の
縦軸ラインを確保

第2ステップ

東北自動車道・国道4号から
沿岸地域に通じる
横軸ラインを確保

3月12日⇒11ルート確保
3月15日⇒15ルート確保

第3ステップ

3月18日、
国道45号・6号の
97%開通完了

沿岸地域を結ぶ
命の道が繋がった

参照:国土交通省北海道開発局

「北海道道路啓開計画」報道資料 [slo5pa000000ule4.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/slo5pa000000ule4.pdf)

4. 道路啓開の実施

参考  国土交通省

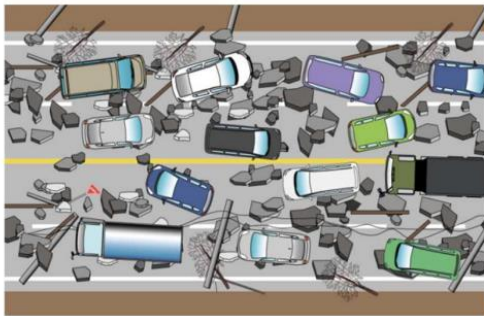
- 路上に堆積したガレキ、放置車両等を撤去、簡易な段差補修等により緊急車両通行のための早期啓開幅3.0m（1車線）を確保する。



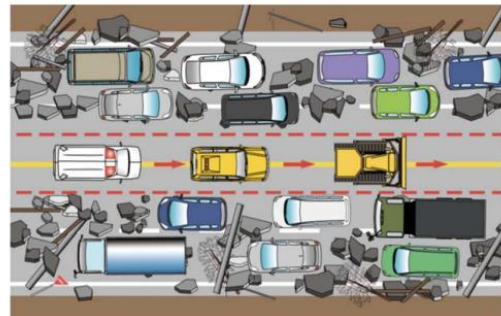
出典：国土交通省ホームページ



出典：国土交通省ホームページ



被災直後



道路啓開作業後

早期啓開幅
3.0m
(1車線)

図：道路啓開作業のイメージ

参照: [\[R5\]資料 9-12「北海道道路啓開計画【第2版】」.pdf \(hokkaido.lg.jp\)](https://www.hokkaido.lg.jp/)

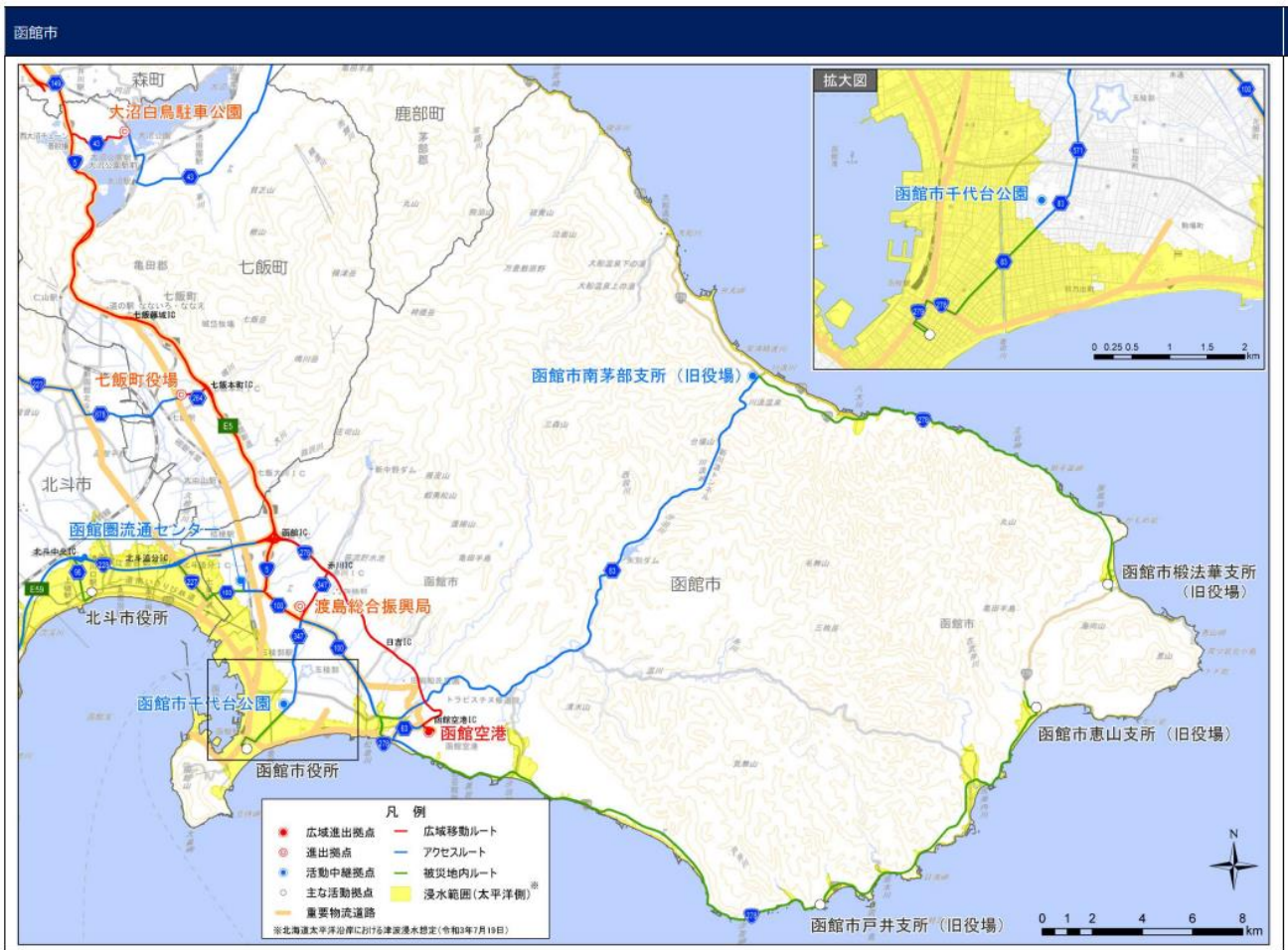


図7 緊急啓開ルートのイメージ

参照:国土交通省北海道開発局 北海道道路啓開計画(第2版)太平洋地域編
[slo5pa000000uldv.pdf \(mlit.go.jp\)](https://mlit.go.jp/slo5pa000000uldv.pdf)



参照:国土交通省北海道開発局「緊急啓開ルート詳細図(太平洋側地域)」



広域進出拠点～函館市役所までのルート	
函館市役所までのルート	
● 広域進出拠点 (新千歳空港・北海道庁・小樽港など)	
広域移動ルート	E5 北海道縦貫自動車道 (市外)
	道道149 大沼公園インター線 (市外)
	国道5号 (市外)
	【七飯藤城IC】
	E5 北海道縦貫自動車道
● 進出拠点	渡島総合振興局
アクセスルート	市道 美原学園通
	道道347 赤川函館線
	道道571 五稜郭公園線
● 活動中継拠点	函館市千代台公園
アクセスルート	道道83 函館南茅部線
	道道83 函館南茅部線
被災地内ルート	国道278号
	市道 東雲広路線
○ 活動拠点	函館市役所

広域進出拠点～函館市旧各支所までのルート	
函館市戸井支所・恵山支所までのルート	
● 広域進出拠点 (新千歳空港・北海道庁・小樽港など)	
広域移動ルート	E5 北海道縦貫自動車道 (市外)
	道道149 大沼公園インター線 (市外)
	国道5号 (市外)
	【七飯藤城IC】
	E5 北海道縦貫自動車道
● 進出拠点	渡島総合振興局
アクセスルート	市道 美原学園通
	道道100 函館上磯線
	道道83 函館南茅部線
被災地内ルート	国道278号
○ 活動拠点	函館市戸井支所・恵山支所

広域進出拠点～函館市旧各支所までのルート	
函館市南茅部支所・榎法華支所までのルート	
● 広域進出拠点 (新千歳空港・北海道庁・小樽港など)	
広域移動ルート	E5 北海道縦貫自動車道 (市外)
	道道149 大沼公園インター線 (市外)
	国道5号 (市外)
	【七飯藤城IC】
	E5 北海道縦貫自動車道
● 進出拠点	渡島総合振興局
アクセスルート	市道 美原学園通
	道道100 函館上磯線
	道道83 函館南茅部線
● 活動中継拠点	函館市南茅部支所
アクセスルート	道道83 函館南茅部線
被災地内ルート	国道278号
○ 活動拠点	函館市榎法華支所

ペットを飼っている皆さまへ

-災害時のペットとの同行避難について-

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう

飼い主がいま、やるべきことは?

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら?

- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動(行為)のことをいいます。避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの(同伴避難)を指すものではありません。

詳しくは、「災害、あなたとペットは大丈夫?」人とペットの災害対策ガイドライン<一般飼い主編>をご覧ください。

環境省
Ministry of the Environment

令和2年8月作成

参照：[環境省_ペットの災害対策 \[動物の愛護と適切な管理\]](https://www.env.go.jp) (env.go.jp)

スムーズな避難のための事前チェックや、飼い主・ペットの身元を記し、携帯する防犯手帳(尾張旭市)

参照：[ペットの防災について - 尾張旭市公式ホームページ \(危機管理課\)](https://www.owariasahi.lg.jp) (owariasahi.lg.jp)

市内3か所の避難所で ペットと同室で過ごせます!

市内の33か所の指定避難所のうち3か所をペットと同室で過ごせる避難所に位置づけ、避難時の室内へのペット受け入れを可能とします。(同室避難)

※同室避難とは…
避難所施設内の指定された部屋で、飼い主とペットが同じスペースで避難することをいいます。

<ペットと同室避難ができる指定避難所>

犬山市民交流センター「フロイデ」

1階「協働プラザ」

(犬山市松本町四丁目2番地)



犬山市体育館(エナジーサポートアリーナ)

1階「多目的スタジオ」

(犬山市大字羽黒字竹ノ腰17番地2)



楽田ふれあいセンター


2階「情報工房」

(犬山市字外屋敷59番地1)



尾張旭市 ペット防災手帳

災害が起こると、人間と同じようにペットも被災します。
この手帳は、ペットと安全・安心な生活がおくれるように、災害に対する備えや、災害がおこったときの注意事項等を記載しています。ペットの防災について考えるきっかけとして御活用ください。



ペットの同室避難ができる避難所の周知チラシ(愛知県犬山市)

参照：[災害時のペット対策 \(震災\)|犬山市](https://www.city.inuyama.aichi.jp) (city.inuyama.aichi.jp)

表面

裏面

<ペット避難に関する避難所のルール>

- ・ペットは飼い主が責任を持って世話をすること
- ・施設内ではペットをケージに入れること
- ・ペットは指定された場所で飼育し、他のスペースに入れないこと
- ・避難生活に必要な物(エサ、薬、ケージ、首輪など)は飼い主が準備すること
- ・病気やアレルギーがある方も避難されていることに配慮し、避難者同士の「思いやり」の気持ちを欠かさないこと
- ・避難所運営本部(施設管理者、避難所担当職員など)の指示に従うこと

<日頃の準備>

- ★ **ペットのしつけと健康管理**
 - ・ケージに入ることが嫌がらないよう、日頃から慣らしておく
 - ・不必要に吠えない、他の動物を怖がらないよう慣らしておく
 - ・ノミ、ダニなどの予防をしておく
 - ・不妊去勢手術をしておく
- ★ **行方不明にならないための対策**
 - ・首輪と迷子札やマイクロチップを装着しておく
- ★ **ペット用の避難用具や備蓄品の確保**
 - ・療法食、医薬品
 - ・キャリーバッグ、ケージ、首輪、ペットフード、水
 - ・トイレ用品、レジャーシート、バスタオル、新聞紙、ガムテープ
- ★ **情報収集と避難訓練**
 - ・居住地域のハザードマップにより危険箇所、避難場所を確認し、避難訓練を行う

【問合せ先】
犬山市 防災交通課 (電話:0568-44-0346)

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(北海道ブロック)

<北海道ブロック(北海道) : 平成30年12月21日>

厳冬期に十勝沖で地震が起こったことを想定し図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日目まで、発災4～7日目を想定して訓練を行った。

○課題及び想定

<発災3日目まで>

【課題】避難所にいる被災ペットの数を把握せよ ※停電、断水、通信不可(携帯電話のみ)



【想定(経時的な対応)】

- (受援側のみに情報) 多くの建物が倒壊、沿岸部は津波により破壊的被害、各地に避難所が開設
- (受援側のみに情報) 避難所では、数頭の犬が屋外に繋がれている
- (受援側のみに情報) 報道では十勝管内での避難所は約300カ所開設され、避難者は3万人を超えている模様
- (支援側のみに情報) 災害対策本部より、避難所数340カ所、避難者数34,000人という情報が入る

<発災4～7日目>

【課題】被災ペットを凍死から守れ ※ガソリン、燃料の欠乏



【想定(経時的な対応)】

- (受援側のみに情報) ほとんどの避難所で、ペットは屋外保管されていた。避難所で、小型や短毛の種類の犬猫が凍死している
- (支援側のみに情報) 避難所の敷地内で凍死した動物の写真がSNSに投稿、拡散
- (受援側のみに情報) 避難所で、動物を屋内に入れたことから 動物嫌いの避難者とトラブルが発生

●受援側(北海道十勝総合振興局、大樹町、芽室町、十勝獣医師会、北海道内の動物愛護団体、環境省(釧路自然環境事務所))

●支援側(北海道庁、札幌市、旭川市、函館市、北海道獣医師会、北海道小動物獣医師会、札幌市小動物獣医師会、日本動物愛玩動物協会北海道支所、北海道内の動物愛護団体、環境省)

参加者：北海道ブロック自治体(北海道、札幌市、旭川市、函館市) 北海道内町(大樹町、芽室町)、北海道獣医師会、札幌市小動物獣医師会
 日本動物愛玩動物協会北海道支所、北海道内の動物愛護団体、環境省
 オブザーバー：東北ブロック自治体(青森県、南房総市、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、いわき市)
 北海道内市町(小樽市、釧路市、帯広市、羽幌町、厚別町、恵庭市、江別市、石狩市、千歳市、北広島市、室蘭市、登別市、南幌町、今金町)
 北海道動物愛護推進員、北海道獣研士会
 専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
 公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

8ブロックによる図上訓練による課題

- 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- 地域のペット名簿を作る等して、地域の中で避難していないペット飼養者を把握できるよう努める。
- 事前に細かなこと(支援物資の仕分け、運搬方法等)まで決めておく必要がある。
- 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- 「動物救援本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- 「動物救護本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- 災時に利用できる施設について、有事のレイアウトをあらかじめ決めておく必要がある。
- ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担しておく必要がある。
- 県等と政令市等は災害時の連携を平時から考えておく必要がある。
- 情報が集約する方法を考えておく必要がある。情報の収集システムを構築しておく必要がある。
- 組織横断的な連絡網を整備しておく必要がある。
- 関係する組織が平時に良好な関係を構築しておく必要がある。

参照：[環境省_報告書等「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」](#) [[動物の愛護と適切な管理](#)] (env.go.jp)

ペット同室避難 避難所開設訓練(1月22日)

1/22 ペットと一緒に避難訓練(犬山市)

ページ番号1010316

更新日 令和6年1月31日

印刷



犬山市は令和4年12月1日より「市民交流センターフロイデ」、「勤労青少年ホーム」、「楽田ふれあいセンター」の市内3カ所の避難所においてペット同室避難の運用を開始しました。

昨年度の「楽田ふれあいセンター」で行われた訓練に引き続き、1月22日(月曜日)に「市民交流センターフロイデ」でペット同室避難・避難所開設訓練が行われました。

訓練には、犬6匹、猫1匹、モルモット1匹のペットとその飼い主、運営に携わる職員、施設管理者など約30名が参加。避難所の開設から避難者の受け付け、同室避難スペースの設営、閉鎖を行いました。

訓練では、市内に大雨警報が発表された想定で行われ、参加者からは「避難時の受け付けがスムーズで安心できた。」や「猫を外に出すのはハードルが高かったが、実際に体験できて良かった。」との声がありました。

また、犬山市の職犬「おとひめ」と参加した犬山動物総合医療センターからは、「人間と同じように普段から準備を」とペット用の非常持ち出し袋が紹介されました。



ペット用非常持ち出し袋の一例

訓練には「同室避難」を広める活動をしている歌手の五代夏子さんも参加し、「ペットと一緒に受け入れてもらえるところがあると分かり安心しました。」と話されました。



ペット同室避難についての意見交換の様子

参照：[災害時のペット対策\(震災\) | 犬山市 \(city.inuyama.aichi.jp\)](#)

(仮称) 北海道動物愛護センター(基幹センター)の建設について

道では、令和6年度までに道内4カ所に動物愛護管理センターを順次配置することとし、本年4月から犬猫の引取りや譲渡などの業務を開始したところですが、犬猫の収容能力の向上や、災害等発生時における対応などを含めた、道内全体のセンター運営の総合調整を担う「基幹センター」を道央地区(酪農学園大学キャンパス内)に建設します。



基幹センターの概要・目指す姿 「北海道における動物愛護管理業務のあり方」(令和3年10月)をふまへ

動物福祉

つなぐ

大学との連携

ゼロカーボンへの取組

災害時の拠点

省エネ型ハウスユニット

- ▶ 高気密・高断熱であり、太陽光発電、蓄電システムにより二酸化炭素の排出を抑え、停電等緊急時にはエネルギーを自立的に供給できる「ハウスユニット」を導入します。このユニットを複数連結させ、平時は通常のセンターとして使用しますが、災害発生時はユニットの一部を切り離して被災地へ移設し、現地の電力供給がストップした状況でも、被災動物の保護・収容などの対策拠点として機能します。
- ▶ 酪農学園大学キャンパス内にセンターを建設し、獣医療、動物福祉に関する連携・協働を図ります。
- ▶ 人と動物が共生する社会の実現に向け、様々な関係者や道民との環をつなぎ、動物の命をつなぐ活動拠点を築きます。

【基幹センター(道央)】



※整備費の一部は環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業)を活用しています。

参照:函館市教育委員会発行「働き方改革通信 No.28」より

働き方改革通信😊

No.28 令和6年(2024年)1月10日発行
 発行:函館市教育委員会学校教育課
 教育政策推進室教育政策課 TEL: 21-3523
gakko-keikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

時間外在校等時間（4月～9月）の状況

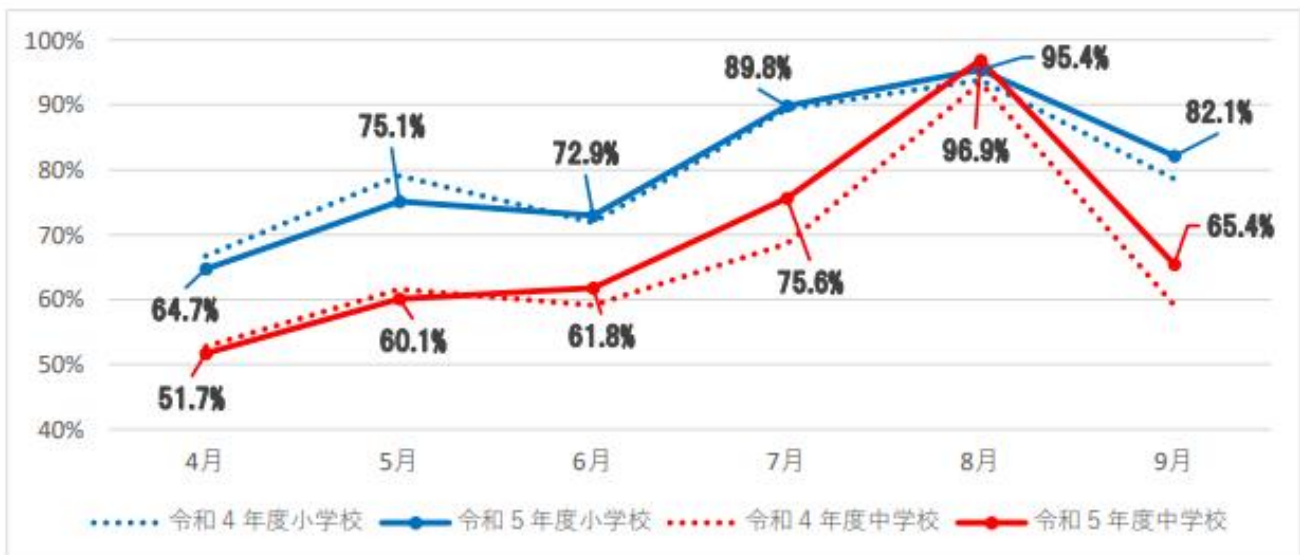
函館市教育委員会では、教職員が健康でやりがいをもって働く環境を整え、児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、「教職員の業務改善のための取組」を定め、取組を進めています。

今年度の上半期（4月から9月まで）の時間外在校等時間の実績を集計しましたので、お知らせします。単純な比較はできませんが、昨年度と比べ、今年度は概ね同様の傾向ですが、小中学校とも6月～9月で、月45時間以内の教員の割合が増加しています。なお、グラフには掲載していませんが、幼稚園では昨年度同様、すべての月で100%、高等学校では昨年度と比べ、45時間以内の教員の割合が増加しています。

各学校においては、集計結果を参考に、自校の状況や取組を改めて検証し、効率的・効果的な業務改善を進めていただくようお願いします。



月45時間以内の教員の割合の推移（月別）



教職員の持ち帰り業務の把握アンケート調査について

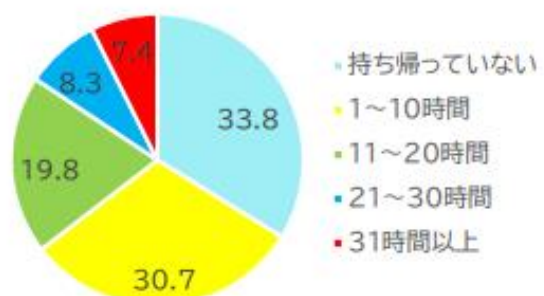
業務の持ち帰りについては、本来、行わないことが原則であります。教育委員会では、業務の持ち帰りの実態がある場合には、その把握に努めるとともに、その縮減に向けた取組を進めることとしており、本市の状況を把握するため、令和5年9月1か月を対象に、教職員の持ち帰り業務の把握アンケートを実施しました。

アンケートの結果、約66%の教職員が業務の持ち帰りを行っており、持ち帰って行った業務内容については、「学習に関わること」が最も多く、次に「学級経営に関わること」、「学校行事に関わること」の順になっています。

また、担任を持っている教員の業務の持ち帰りが多い傾向がみられます。

今後も、引き続き分析を行い、時間外在校等時間を含めた業務改善の取組を進めてまいります。

教職員業務の持ち帰り状況



参照:文部科学省 教員勤務実態調査(令和4年実施)速報値より

8. 1日の在校等時間及び持ち帰り時間①

小・中

10・11月の集計結果

- 「教諭」について、平成28年度と比較すると、平日は在校等時間は減少している一方、持ち帰り時間は若干増加している。土日は、在校等時間、持ち帰り時間共に減少している。
- 平日、土日共に在校等時間及び持ち帰り時間の合計時間は減少している。

教諭の1日当たりの在校等時間・持ち帰り時間

時間:分

	平日						土日					
	在校等時間		持ち帰り時間		在校等時間及び持ち帰り時間の計		在校等時間		持ち帰り時間		在校等時間及び持ち帰り時間の計	
	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度	平成28年度	令和4年度
小学校	11:15	10:45	0:29	0:37	11:45	11:23	1:07	0:36	1:08	0:36	2:15	1:12
中学校	11:32	11:01	0:20	0:32	11:52	11:33	3:22	2:18	1:10	0:49	4:33	3:07

※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。
 ※「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む。
 ※土曜日、日曜日のいずれかが勤務日に該当している者を含む。

8. 1日の在校等時間及び持ち帰り時間②

小・中

10・11月の集計結果

- 性別・年齢別では、男女共に、30歳以下の「教諭」の平日の在校等時間が長い。
- 持ち帰り時間については同年代(31歳以上)で男女を比較すると、女性の方が若干長い。

教諭の1日当たりの在校等時間・持ち帰り時間(小学校)

時間:分

	平日			土日		
	在校等時間	持ち帰り時間	在校等時間及び持ち帰り時間の計	在校等時間	持ち帰り時間	在校等時間及び持ち帰り時間の計
男性・30歳以下	11:08	0:36	11:44	0:37	0:24	1:01
男性・31~40歳	10:47	0:38	11:25	0:35	0:26	1:01
男性・41~50歳	10:50	0:32	11:23	0:37	0:30	1:07
男性・51~60歳	10:24	0:30	10:55	0:32	0:36	1:08
男性・61歳以上	9:30	0:22	9:53	0:14	0:18	0:33
女性・30歳以下	11:00	0:34	11:35	0:37	0:30	1:07
女性・31~40歳	10:39	0:43	11:22	0:39	0:40	1:20
女性・41~50歳	10:37	0:43	11:21	0:36	0:48	1:24
女性・51~60歳	10:44	0:35	11:19	0:35	0:45	1:21
女性・61歳以上	10:14	0:26	10:40	0:25	0:30	0:55

教諭の1日当たりの在校等時間・持ち帰り時間(中学校)

時間:分

	平日			土日		
	在校等時間	持ち帰り時間	在校等時間及び持ち帰り時間の計	在校等時間	持ち帰り時間	在校等時間及び持ち帰り時間の計
男性・30歳以下	11:34	0:29	12:04	2:51	0:41	3:33
男性・31~40歳	11:11	0:32	11:44	2:51	0:41	3:32
男性・41~50歳	10:59	0:30	11:30	2:28	0:53	3:21
男性・51~60歳	10:36	0:25	11:01	2:07	0:44	2:52
男性・61歳以上	10:03	0:20	10:23	1:43	0:34	2:18
女性・30歳以下	11:21	0:32	11:53	2:23	0:46	3:09
女性・31~40歳	10:51	0:40	11:31	2:04	0:58	3:03
女性・41~50歳	10:50	0:39	11:30	1:42	1:06	2:48
女性・51~60歳	10:52	0:32	11:25	1:41	0:56	2:38
女性・61歳以上	10:15	0:25	10:41	1:01	0:52	1:53

※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。
 ※「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む。
 ※土曜日、日曜日のいずれかが勤務日に該当している者を含む。

参照:文部科学省「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」より
[000255514.pdf \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/000255514.pdf)

学校・教師が担う業務に係る3分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 (※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。)	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) (※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。)	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)

○ この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

参照:文部科学省「学校現場における業務の適正化に向けて」より

学校現場における業務の適正化に向けて

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告(概要)

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「**次世代の学校**」を実現するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進
業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進

業務改善

- ◆ **教員の行う業務の明確化**
 - ・事務職員の職務内容の見直し
 - ・業務アシスタント(仮称)の検討
 - ・民間ノウハウの活用促進
- ◆ **給食費等徴収管理業務からの解放**
- ◆ **統合型校務支援システムの整備**

両輪として
一体的に推進

学校指導体制の整備

教育課題に対応した教職員定数
SC、SSWの配置拡充
マネジメントを担う事務職員等の
定数改善

重点課題

※次世代の学校指導体制TFに沿って着実に推進

2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆ **毎年度の調査***を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底
- ◆ **総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆ **運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆ **中体連等の大会規定の見直し**
- ◆ **部活動指導員(仮称)の制度化・配置促進等**

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要

国、教育委員会、学校の**パッケージの取組(明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援)**により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆ **勤務時間管理の適正化**(GP発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施)
- ◆ **教員の意識改革**(独)教員研修センターの管理職等研修の見直し)
- ◆ **メンタルヘルス対策の推進**

明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、
学校組織全体としての業務改善のPDCAサイクルの確立を促進



4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆ **省内に「学校環境改善対策室」(仮称)を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**